

**静岡市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン案  
に対する市民意見の募集結果**

**1 募集の趣旨**

防犯カメラは、近年、凶悪犯罪の解決等に貢献しており、犯罪の抑止効果も期待できることから地域でも設置の動きが出ている。このような中、防犯カメラの設置及び運用にあたっては個人のプライバシー保護にも配慮した取扱いが求められていることから、今回、市内の公共空間を対象とした街頭防犯カメラの設置及び運用にあたって設置者等が実施すべき事項を定めたガイドラインを策定し広く市民に周知し利用してもらうことで、「第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画（27年度～34年度）」に掲げる「みんなで取り組む地域防犯活動の推進」の実現を目指す。

**2 募集の結果**

- (1) 実施期間 平成27年11月26日（木）～12月25日（金）
- (2) 募集案内 市ホームページ、生活安心安全課、各区の市政情報コーナー  
その他、報道機関への情報提供、当ガイドライン策定委員会の委員、本市犯罪等に強いまちづくり推進審議会の委員、市議、3区自治会連合会会長を通じて市内自治会・町内会へ周知依頼
- (3) 意見書提出 郵送、FAX、当課への持参または市ホームページからの電子申請
- (4) 意見提出数 36件（19人）

	40代	50代	60代	70代～	不明	計
男	1	0	4	9	1	15
女	1	2	0	1	—	4
自治会等関係 14、学校関係 2、その他 3						

意見の要旨		件数
A	ガイドライン作成に対する反対意見	0
B	安心安全のまちづくりのために防犯カメラは必要	6
C	プライバシー保護、個人情報保護に十分配慮してほしい	5
D	ガイドラインの作成は必要	各 3
E	プライバシー、個人情報に過敏になり過ぎ	
F	管理責任者の扱いについて	
G	公共空間のとらえ方について	
H	カメラ設置の表示について	各 2
I	画像データの保存期間について	
J	本人からの画像提供申し出について	
K	文言の表記について	各 1
L	その他（苦情処理担当者、管理委託費用、罰則、補助制度）	

※意見内容の詳細と市の考え方は次ページ以降のとおり

# 別紙

No.	意見タイトル	意見の内容(原文どおり)	意見に対する考え方
1	静岡市街頭防犯カメラ設置と運用について (男、70 以上、自営業)	街頭防犯カメラについては、管理さえ誤らなければ防犯上有効な手段であると思います。年月は確かではありませんが「国1バイパス賤機山トンネル」の出入り口及び中間に設置を国土交通省に依頼し設置をしていただきました。トンネル開通当時城北側で「痴漢行為」が発生したからです。以後このトンネルではそのような行為はなくなり、夜間に帰宅する女子高校生たちの安全が現在確保されていると思っています。	ガイドラインを市民に周知し、街頭防犯カメラの設置者等に対してはガイドラインの内容に沿った設置・運用の説明に努め、地域防犯活動の推進を図っていきます。
4	防犯カメラ設置について賛同します(男、70 以上、その他)	犯罪等に強いまちづくり条例第9条を守りながらプライバシーの保護、個人情報については万全を期していただきたい。	
5	① ガイドライン案「1 目的」について (男、60 代、その他)	① 安心・安全な街づくりを求め、具体的な方策として防犯カメラの設置に協賛します。命を守り、犯罪被害をなくすことは優先です。	
6	① ガイドライン案の概要「1 はじめに (2) ガイドラインの策定の背景及び必要性」について	① 犯罪未然防止のためであると同時に、犯罪被害の防止や事件を解決するうえで効果がある反面、個人プライバシーの問題についての配慮が必要と記載されている。しかし、あまりにも、個人情報に対して過剰なほど敏感になりすぎてはいないか。犯罪防止の抑止力・効果からすれば必要最低限のプライバシー保護で可能ではないか。画像データの保存・取扱いさえ間違えなければ問題はないと思慮します。個人プライバシーを配慮することには異論はないが、必要以上に配慮することは如何なものかと思われる。被写体の利用を徹底すれば何ら問題は無いものと思慮する。それよりも、設置による犯罪未然防止の抑止効果を評価すべきではないでしょうか。	
7	原案通りで良いです (男、70 以上、その他)	① プライバシーの保護には十分留意し、 ② 安全・安心の町づくりのための設置は大賛成です。	同上

8	「街頭防犯カメラ設置の表示」について (女)	カメラ設置の表示があるだけで抑止効果がある。と同時に、公的施設であるので「隠し撮り」と思わせるのは非常に問題になる。そのためにも表示が必要である。	
10	防犯カメラの設置は積極的にすすめてください (男、60代、自営業)	昨今はプライバシー優先の風潮が強くなっていますが、少し行きすぎのようにも思われます。それ以上に安全・安心のための街づくりにとって、防犯カメラは必要になってきています。(案)のようにガイドラインがしっかりできていれば問題ないと思います。	
11	なし (男、70以上、その他)	個人のプライバシー保護の大切さは理解できるが、現状の世相を考えると「安全・安心」の生活が最優先の要望となる。従って画像のあり方に細心の注意をしていくこと前提とし、是非前向きに推進してくださることを要望します。	
12	なし (男、70以上、自営業)	公共空間での街頭防犯カメラ設置推進結構です。管理責任者は個人情報保護に充分注意してください。	
15	なし (女、50代、公務員)	(1) 犯罪の抑止効果などがある防犯カメラは、個人のプライバシーに配慮して適正に設置・利用されることが大切だと思いますので、 (2) 今回のガイドラインの作成はとてもよいことだと思います。	
17	ガイドライン案全体に対する意見 (男)	① 防犯カメラは、犯罪に対する抑止力となる点とともに、個人のプライバシーの保護、個人情報の取り扱いに配慮するため、このガイドラインは必要不可欠なものと思っています。	
2	ガイドライン案「7 画像データ等の外部提供 (4) 本人の同意…」について (男、70以上、その他)	① 公共の場合誰でも写る可能性あり。「本人が写っているか確認したい旨の依頼があった場合どうするのか、個人情報の解釈。管理責任者は誰でも対応すべきなのか、事件性がない場合の時です。 ② 管理責任者1人で対応して良いのか、…内規で複数(2~3人)にすることは可能か(登録制)。	① 本人への提供は、提供を求める理由を聞き、設置目的に照らして必要性を慎重に判断して依頼に応じるか否かを決める必要があります。 ② 管理責任者が一人で判断できないときには、管理規程等のなかで定める取扱担当者と協議して対応することも必要です。なお、ガイドラインでは管理責任者の人数の定めはあり

		③ 訴訟がある場合の弁護士は必要か。	<p>ません。管理規程等のなかで管理責任者を複数定めることは可能ですが、プライバシーや個人情報の保護の観点から必要最小限とすることが望ましいでしょう。</p> <p>③ 裁判や事件性を伴う提供依頼に対しては、ガイドライン「7(2)」に定めるとおり、文書による依頼を要請し、内容を確認してから対応するようにしましょう。</p>
3	「管理責任者の指定」について (男、60代、パートアルバイト)	① 管理責任者はどのような人が対象になるのか。また、責任者というからにはどのような責任があるのか不明である。	<p>街頭防犯カメラの設置及び運用を適正に行うため、設置及び運用に責任を持つ者をいいます。会社でいえば社長や防犯を所管する部署の長、自治会・町内会では会長や副会長といったイメージです。</p> <p>管理責任者の仕事としては、街頭防犯カメラの適正管理としてガイドラインでは「4 街頭防犯カメラ設置の表示」～「9 その他」に掲げる内容が該当します。</p>
14	3 管理責任者の指定について (男、70以上、その他)	管理責任者(運用責任者)の位置付けを明確にされたい。	
3	「管理責任者の指定」について (男、60代、パートアルバイト)	<p>② また、苦情処理担当者として明記するようですが個人的になる人がいますか？</p> <p>③ 委託事業者に任す場合の費用的なものがどうなるのかわかりません。</p>	<p>② 「8 苦情等の対応」で、苦情や問い合わせには誠実かつ迅速な対応に努めることを規定していますが、苦情処理担当者としての明記までは規定していません。管理責任者を中心に対応することになります。</p> <p>③ 防犯カメラの設置や管理に関する費用、またカメラの維持管理等を外部の事業所に委託するにあたっての費用に関する統一的な基準額といったようなものではありません。委託する内容や委託する相手方によって費用は変わってきますので、詳しくは取扱事業所に確認してみましょう。</p> <p>※参考：本県には民間事業所で組織する「静岡県防犯設備士生活安全協議会」が「防犯設備ホットライン (Tel 054-472-0221、毎週月～金(祝祭日を除く)午前10時～午後4時) を設けて市民からの相談に応じています。</p>

5	② ガイドライン案「2 定義 (3) 公共空間」について (男、60代、その他)	② 公共空間とは、道路、公園、広場、駐車場、地下道、地下街、繁華街など、不特定多数…」とありますが、などのとらえ方が難しいと思います。県のガイドラインでは参考例3のように個人商店の例がありますが、学校の防犯カメラは対象となる防犯カメラになるのでしょうか。	ガイドラインでは「不特定多数の者が自由に利用または通行できる屋外の空間」に向けて設置される防犯カメラを対象としています。したがって、学校の建物を含む敷地内に向けて設置されるカメラはこのガイドラインの対象にはなりません(学校管理者が定める規定等、または県ガイドラインによる)。ただし、通学路に向けて設置されるカメラ(ガイドライン「2」の定義による)については対象となります。
9	① 「公共空間に関する定義」について	① 県立、市立の小・中・高・大学はその対象にすることは可能なのか⇒防犯対象の優先順位を考えた場合、若年齢者が対象となると想定されるので、学校施設をあらかじめ明記してもよいのではないかと(事実、私立で設置している学校もありますので)。	
6	② 画像データの保存期間について (男、60代、その他)	② 1か月程度で本当に問題は無いのか、できれば最低3か月程度保管・管理が必要と思うが。如何でしょうか。	ガイドラインではプライバシーや個人情報の保護の観点から「おおむね1か月」と規定しました。保存期間を延長するかどうかは、防犯カメラを設置する者が設置目的に照らしてその必要性を主体的に判断していただき、運用規程等に明記しておく必要があります。
7	原案通りで良いです (男、70以上、その他)	③ 犯罪捜査目的などの場合を除き、60日以内に画像を消去。画像は外部に提供しない。	
6	③ 防犯カメラの設置表示について管理責任者、連絡先はない方がよい (男、60代、その他)	③ たとえば、自治会などが、犯罪未然防止・犯罪抑止効果のためにカメラを設置した場合に、責任者名・連絡先を表示した場合、いやがらせ等の発生しかねない。よって、自治会等が、カメラを設置検討する場合は、設置中の表示のみとするか、又は、静岡市市民局が連絡先として表示しては如何でしょうか。	③ ガイドライン「4」では「管理責任者の氏名、その連絡先等をわかりやすく表示する」と定めています。したがって、第三者から見て、カメラを設置した者が誰かが分かり、問い合わせをしたい場合に連絡が取れる表記であれば、個人名や電話番号まで明記することを求めるものではありません。なお、市役所が設置したカメラについては市役所の担当部署を明記しますが、市役所以外の者が設置・管理するカメラについては市役所名を表記することはできません。
9	② 「管理責任者の指定」について (男、40代、会社員)	② 管理責任者の指定に必要な要綱を設定する必要性があるのでは⇒例：市認定講座の受講者が指定対象となる等	② ご提案ありがとうございます。今後のガイドライン周知及び防犯カメラ設置の推進の手段の一つとして参考にさせていただきます。

13	① 下記、下線部分の表現に違和感がありますが… (A)。また (B) の表現もしっくりしません。 (女、70 以上、その他)	① 「このガイドラインは、防犯カメラにおける犯罪防止の有効性と、 <u>自己(B)</u> の容ぼうや行動等をみだりに撮影されない個人のプライバシーの <u>保護を図るため(A)</u> 、…」 (A) 例：保護に配慮しつつ、とか、保護との調和を図りつつ、とかになりませんか？ (B) 市民等、や市民等個々人とか…	①の(A)この部分はガイドライン案の概要「1 (1)趣旨」のなかの文章ですが、ご意見のとおり「保護を図るため」の部分はガイドライン案「1 目的」の文章と同様「保護との調和を図り」とします。 なお、(B)については、県及び他都市のガイドラインの表記に合わせ、原文どおりとさせていただきます。
15	なし (女、50 代、公務員)	(4) 静岡県ガイドラインと比べると、全体的に用語や文章がかたい印象がありました。以下に気になった部分を書きます。 <u>ガイドライン案の概要</u> ①「1 はじめに (1) 趣旨」 このガイドラインは、防犯カメラにおける犯罪防止の <u>有効性と</u> 、 <u>自己の容ぼうや行動等をみだりに撮影されない個人のプライバシーの保護を図るため</u> 、… ○…有効性と… 保護の <u>調和</u> を図るため、…のように「調和」などの語が入れた方がいいと思います。	
13	② 「管理規程関連」について (女、70 以上、その他)	② 「委託契約」や「運用基準」等に違反したときの罰則が記されていない、と思いますが…	② ガイドライン案には「委託契約書」の参考例を掲載しています。実際に契約書を締結する際には、損害賠償や契約違反に伴う解除条項、また、定めのない事項等に関する協議条項等を盛り込みながら契約書を作成していくこととなります。

<p>15</p>	<p>なし (女、50代、公務員)</p>	<p>(3) 可能なら、街頭防犯カメラ設置の表示板の色を統一した方がわかりやすく、見た目にもよいのではないかと思います。</p> <p>(4) 静岡県のガイドラインと比べると、全体的に用語や文章がかたい印象がありました。以下に気になった部分を書きます。</p> <p><u>ガイドライン案の概要</u></p> <p>② 「(2) ガイドライン策定の背景及び必要性」 …「第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」に<u>搭載</u>された… ○… 搭載された…</p> <p><u>ガイドライン案</u></p> <p>③ 「2 定義 (1) 街頭防犯カメラ」 …<u>現</u>に撮影するビデオカメラであって、… ○「現に」がなくても意味が通じるように思います。厳密に定義するために必要であるなら、もう少し柔らかい言葉に言い換えられないでしょうか。</p> <p>④ 「(2) 画像」 画像とは、街頭防犯カメラにより<u>撮影又は記録</u>された、… ○「又は」とありますが、撮影されることなく記録されることがあるのでしょうか。</p> <p>⑤ …における<u>保護法益</u>の対象となる。 ○意味はわかりますが、もう少し平易な表現にした方がいいと思います。</p> <p>⑥ 「5 街頭防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲」 … 遠隔操作等で継続して追跡撮影するなどの<u>使用</u>はしてはならない。 ○「…遠隔操作等で継続して追跡撮影などをしてはならない。」などの方がわかりやすいと思います。</p> <p>⑦ 「6 画像データの保存・取扱い (2) 画像データ</p>	<p>(3) 参考にさせていただきます。</p> <p>(4)</p> <p>② ご意見のとおり「登載」とします。ご指摘ありがとうございます。</p> <p>③ 原文のとおりとします。</p> <p>④ 原文のとおりとします。</p> <p>⑤ 原文のとおりとします。</p> <p>⑥ 原文のとおりとします。</p> <p>⑦ データの保存期間は目安として示していることから、原文のとおりとします。 なお、文末表記の「こと」は削除します。ご指摘ありがとうございます。</p> <p>⑧ ガイドラインは設置者等に自主的に実施してもらう事項を示したものであり、強制するものではないことから、原文のとおりとします。</p> <p><u>*なお、最終的に市民へ提示するガイドライン完成版では、このガイドライン案の内容(基本的な考え方)をベースに、わかりやすい言葉、表現、具体例、挿し絵等も入れながら作成する予定です。</u></p>
-----------	---------------------------	---	---

		<p>の保存期間」</p> <p>…原則として<u>おおむね</u>1箇月以内で必要な期間を定め、不必要な画像データの保存は行わないこと。</p> <p>○「おおむね」のさす期間が曖昧なのでない方がよいように思いました。また、ここだけ「…こと。」の文末表現になっているのは、他とそろえた方がいいように思いました。</p> <p>⑧「9 その他」</p> <p>設置者等は、…設置及び運用が<u>行われるよう、…</u>管理規程が<u>遵守されるよう、…</u></p> <p>○設置者は、行われるにしなければならないし、遵守させなければならないと思うので、ここはもう少し強い表現の方がよいように思いました。</p>	
16	ガイドライン案の7(4)について (女、40代、会社員)	<p>「本人に提供する場合」とはどのような状況を想定していますでしょうか？私は、この項目は不要と考えます。「同時に撮影された第三者の画像については除去した後に提供」とありますが、人の往来が多い場所の映像で、第三者の画像を除去する作業は、かなりの手間（または困難）と思われる。動画を本人へ提供となれば、第三者の画像除去は多大な作業になると思います。</p> <p>その手間の費用や、画像加工を依頼する業者への守秘義務など、この項目の設定により想定しなければならない事項が発生すると思われる。本人への提供は原則不要と思います。</p>	<p>自分の映っている画像を確認してほしいという本人からの申し出が絶対がない（事件性を伴う場合には捜査機関からの要請に基づく）とは言い切れないことから、県及び他都市のガイドラインの内容を参考に規定させていただきました。また、その際には本人以外のもののプライバシー等を保護する必要があることから、本人以外のものから同意を得ることができない場合は、本人以外のものが判別できないようにモザイクをかける等の措置が必要となります。</p> <p>ただし、実際には、No.2①の考え方に記載のとおり、設置者等が、本人から提供を求める理由を聞き、設置目的に照らして必要性を慎重に判断して依頼に応じるか否かを定める必要があります。</p>
17	ガイドライン案全体に対する意見 (男)	<p>② 町内会といたしましても、町内の安全・安心なまちづくりのために、防犯カメラの設置を考えているところありますが、設置及び維持管理に多大な経費が掛かることが予想されます。そのためには、今後、行政としても</p>	<p>② 現在、本市にはガイドラインに規定する街頭防犯カメラの設置及び管理に対する補助制度はありませんが、市内の自治会や町内会からの要望もありますことから、ご意見にあるとおり、補助制度の創設に向けて検討してまいります。</p>



		設置及び維持管理費に対する補助をするなどの検討をお願いいたします。	
18	(2)定義 ②公共空間 (男、70以上、その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物置き場はどこに該当しますか。</li> <li>・公園、駐車場に何か所設置できますか。</li> </ul>	可燃物のごみ置き場については、ガイドラインに規定されており、不特定多数の者が自由に利用できる空間ということになります。なお、防犯カメラの設置台数に関してはガイドラインでは規定していませんが、プライバシーや個人情報の保護の観点から、必要最小限の台数に留めるべきと考えます。
19	4 意見の提出方法 (男、70以上、その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆持参、郵送…場合 (1)上の項と同じにする</li> <li>◆市ホームページ…場合 (2)上の項と同じにする</li> </ul>	意見内容不明